



ホットな

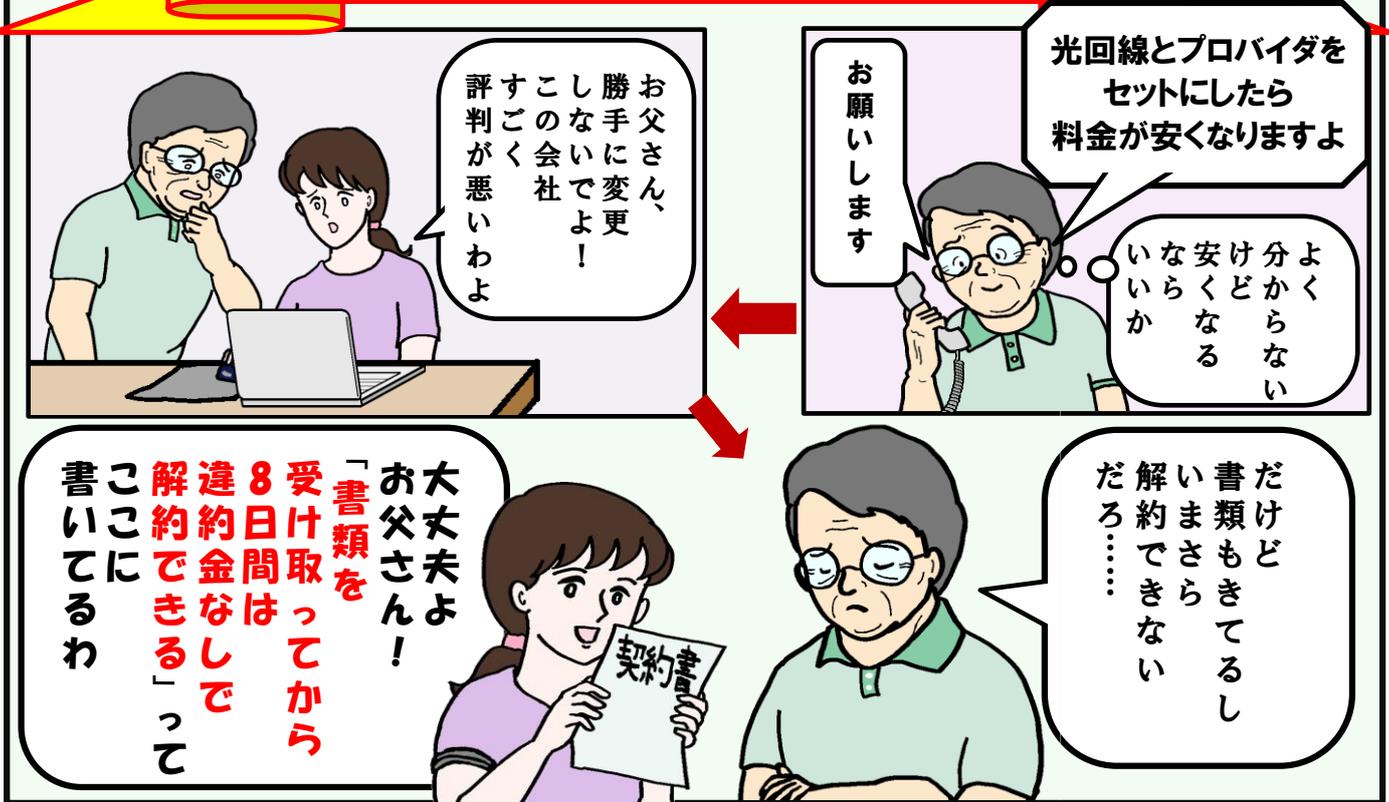
# 消費者ニュース



～消費者被害にあわないための最新情報をお届けします！ VOL. 50

## 電気通信サービスの初期契約解除制度ができました！の巻

～ 固定通信サービス編 ～



◎平成28年5月21日から改正電気通信事業法が施行され、消費者保護ルールが充実・強化されました。

◎これにより固定通信サービスは販売形態を問わず、**初期契約解除ルールが適用されるようになりました。**

注) 契約解除までの利用料・工事費・事務手数料については、請求される可能性があります！

**契約書は必ずきちんと確認しましょう**

### ●和歌山県消費生活センター

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F  
電話：073-433-1551 FAX：073-433-3904  
(月～金) 9:00～17:00 (土・日) 10:00～16:00 (電話相談のみ)  
(祝日・年末年始を除く)

### ●岩出市役所 市長公室 岩出市西野209番地

電話：0736-62-2141 FAX：0736-63-5229  
(月～金) 8:45～17:30 (土・日・祝日・年末年始を除く)  
消費生活相談窓口 第1・3火曜日 13:00～16:00  
電話：0736-62-2141 FAX：0736-63-5229

※詳細は、岩出市ウェブサイトや広報紙でご確認ください。



岩出市イメージキャラクター  
そうへいちゃん